

京都市立病院整備運営事業

「添付資料4-1 基本協定書(案)」に関する質問

No	ページ	該当箇所			タイトル	質問	回答			
		本文		(1)						
		条	項							
1	1	2	1	10	入札説明書等	「その添付資料及びこれらに係る質問回答書をいう」とありますが、想定質問回答及び全ての質問回答が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。			
2	2	5			株式の譲渡等に係る甲による承諾	現在、具体的な想定をしている訳ではありませんが、事業期間において、各株主が何らかの合理的な事由でSPC株式の譲渡を行わざるを得なくなった場合、当該株主の役割・機能を補完できると合理的に判断できる代替株主に譲渡する等の状況であれば、市側は合理的な理由なくして当該譲渡を拒否しない、と理解して宜しいでしょうか。	代替株主への譲渡が、事業の確実な履行確保のため株式譲渡を禁止した趣旨に反しないと認められる場合には、原則として承認することになります。			
3	5	9	2		乙の履行義務	基本協定書(案)に関する想定質問回答No.30では、後段の「SPC及び/又は受託者等が委託契約又は請負契約上の義務を履行しない場合に乙が代わって履行する義務を規定しているものではないと理解して宜しいでしょうか」という質問に対して、「御理解のとおりです」という回答を得ておりますが、そうであれば、「但し、乙はSPCの履行を保証するものではない。」と追記いただけないでしょうか。	追記は予定していません。			
4	5	11	1		帰責性を有する者の具体的事象	基本協定書(案)に関する想定質問回答No.33によれば、帰責性を有する者に「実際に排除措置命令や有罪判決を受けているわけではない構成員についても、それに加担した者がいる場合には、その者についても同号に該当する」とありますが、「加担した」ことはどのように判断されるのでしょうか。	事実認定の問題となるため個別ケースによりますが、慎重に判断します。			
5	5	11	1		建設工事費相当額	建設工事費相当額とは、事業契約書(案)別紙2 用語の定義集40(P.69)に定義付けられたものであり、事業者が提案する入札時の金額であると理解して宜しいでしょうか。	基本的には、御理解のとおりです。ただし、物価変動などにより、事業契約に基づき建設工事費相当額が変更となった場合は、変更後の建設工事費相当額となります。			
6	5	11	1		事業契約締結後の建設工事費相当額	事業契約締結後に契約変更等で当該費用が変更された場合の適用はどのようになるのでしょうか。	価格変動等によるサービス対価の変更や契約変更等により、建設工事費相当額が変更となった場合は、変更後の建設工事費相当額となります。			
7	5	11	3		規定の適用	本協定締結後に乙の責めに帰すべき事由により事業契約が締結に至らなかった場合においては、本条項が適用され、同じ事象で違約金を支払う旨規定されている京都市事務規則は適用されないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。			
8	5	11	4		違約金の額を超える場合の賠償請求	乙の責任は「連帯して」と明記がない限りは、連帯責任ではないという理解で宜しいでしょうか。	本条第4項は、違約金額を超える損害が発生した場合の損害賠償に関する規定であり、連帯債務となるか否かは法令に従い判断されますが、いずれにしろ当該損害の発生について帰責性を有する者がその損害額を賠償することを要します。			
9	6	14	2		効力の期限	第10条、第11条、第13条、及び第16条が、本協定の契約期間経過後も効力を有するとありますが、時効完成等の事情がない限り一切期限がないということになるのでしょうか。基本協定書(案)に関する想定質問回答No.39では、後段部分について「御意見として承ります」とありますが、前段部分についてお考えをご教示願います。	第10条、第11条、第13条及び第16条の効力については、一切期限はありません。			
10	6	17	1		地方独立行政法人への移行	基本協定書(案)に関する想定質問回答No.41では、市によって債務を保証する旨の回答を得ておりますが、本協定書及び事業契約書の履行について、「地方独立行政法人への地位承継後も、京都市は本協定書及び事業契約書の履行を保証するものとする」と明記できないでしょうか。	入札説明書に関する想定質問回答No.2にも記載していますように、設立団体である市がその債務を実質的に保証することは、地方独立行政法人法に規定されているため、協定書に改めて明記することは想定しておりません。			